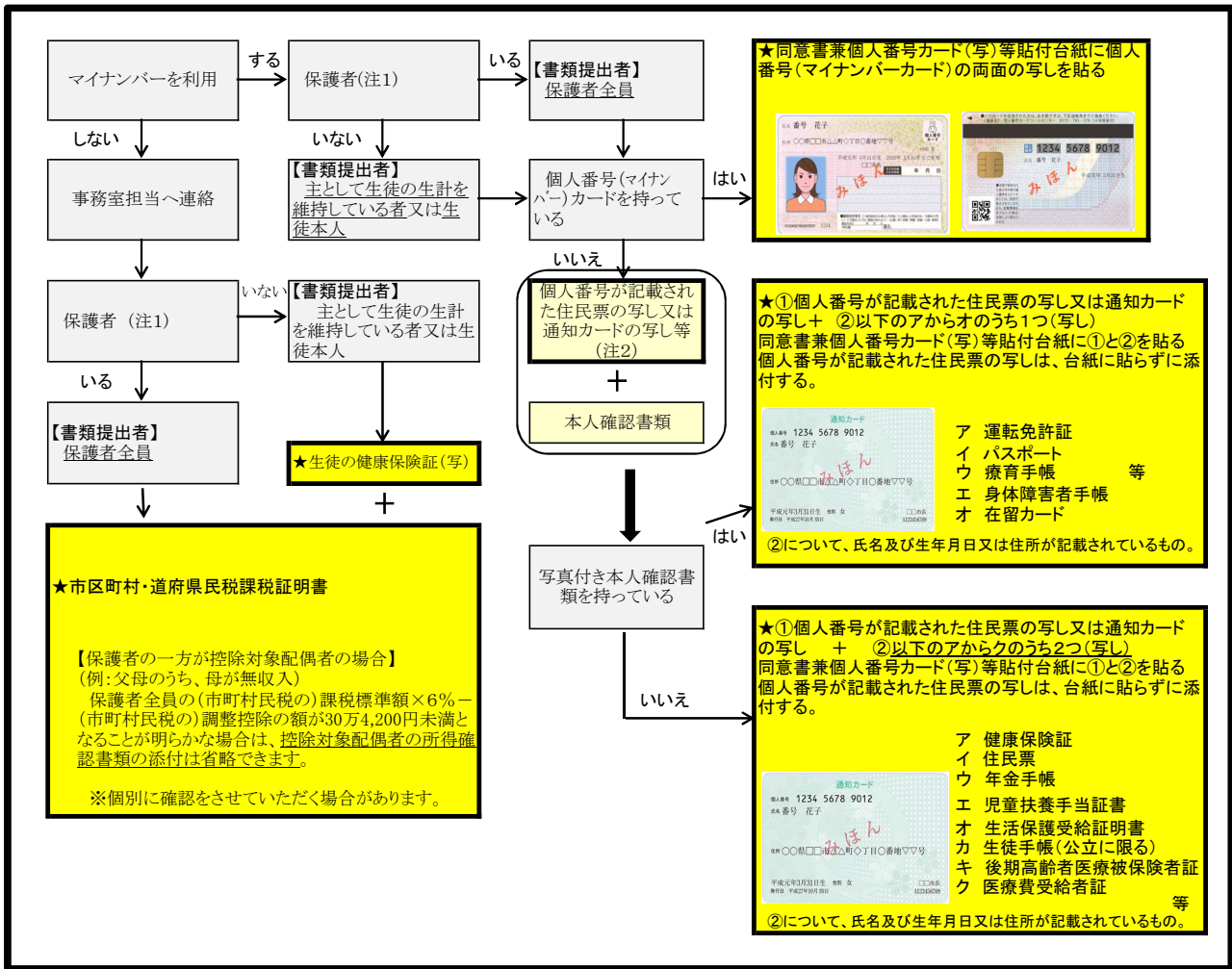


添付書類早見表



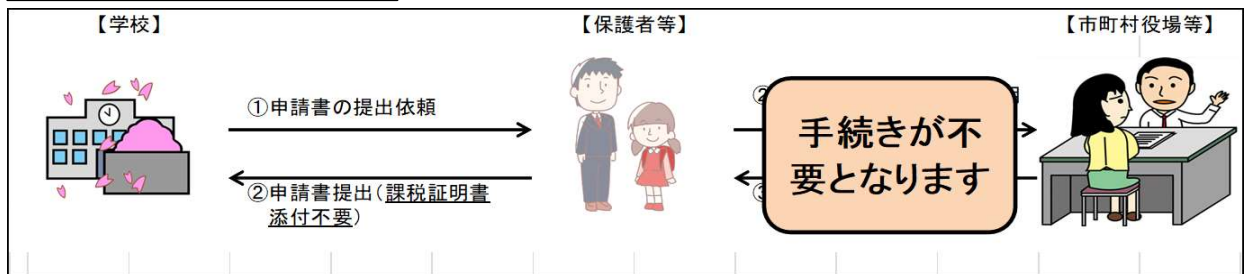
注1 「保護者」とは親権者（通常は父母）をいいます。

注2 通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限り、通知カードの写しを添付することができます。

注3 本人確認書類として「健康保険証の写し」を提出する場合には、**必ず記号番号を塗りつぶして下さい。**

マイナンバーを利用する場合

最初にマイナンバー(個人番号)を提出すると、今後は課税証明書等の提出が不要となります。



マイナンバーを利用しない場合

市町村役場で課税証明書(マイナンバーの記載のないもの。課税標準額及び調整控除額の記載があるもの)を取得して学校に提出していただきます。

